

大飯大阪仮処分 第3回審尋期日（説明会）の報告

事務局



2018年7月9日（月）、13：10より大阪地裁第508号法廷において、大飯原発3・4号機差止仮処分裁判の第3回審尋が行われました。今回の審尋は裁判所からの4点にわたる質問について、債権者（申立人）と債務者（関西電力）がそれぞれ90分のプレゼンで回答する説明会という形を取りました。申立人側からは、弁護団の甫守弁護士と島崎邦彦氏（東京大学名誉教授、元原子力規制委員会委員長代理）が、関西電力側からは土木建築室の社員が質問に回答しました。

関西電力からは、弁護団十数名とプレゼンを行う社員、傍聴席には担当社員約15名が入廷。こちらからは、申立人の児玉正人氏と弁護団4名（河合、甫守、大河、鹿島の各先生）と復代理人の加納先生、そしてプレゼンを行う島崎邦彦氏が入廷、事務局の松田と南が傍聴しています。

今回の審尋は議論の場ではなく、裁判所による論点理解に資することを目的として行われたもので、双方からのプレゼンについては、最後に30分ほどの裁判所からの質問の時間が設けられました。これらのプレゼン内容は仮処分裁判の基礎とはならず、あくまで裁判所の理解に資するためのメモという扱いとなります。申立人からの主張については、改めて第1準備書面を提出することがこの審尋で決まっております。

裁判所からの申立人側への質問は主に、(1) 入倉・三宅式を問題としているのは大飯原発の個別事情からなのか、それとも一般的な問題だと考えているのか、(2) 入倉・三宅式ではなぜ垂直に近い断層で過小評価の問題が起こるのか、(3) 基準地震動の策定方法として、地震本部のレシピ(イ)を用いるべきだと主張しているのか、というものでした。

これらについては、申立人側からは、(1) 大飯原発の個別事情によるものである、(2) 断層の長さだけから地震モーメントを求める他の式と比較して、面積から求める入倉・三宅式では長さ×幅が関係する。断層が縦に垂直に近づくほど幅は小さくなり、地震モーメントの値が小さくなってしまふので、他の式に比べて過小評価の可能性が生じる、(3) レシピ(イ)でも基準地震動の過小評価は生じると考えるが、地震本部のレシピの手続きを用いないのは明らかな瑕疵である、と回答しました。

他方、関西電力に対して裁判所は、(1) 地表に現れた地震断層の長さは基本的には地震の震源断層の長さと同じだと理解してよいのか、(2) 関西電力が大飯原発の基準地震動を策定する際に用いた震源断層モデルは、震源インバージョン（実際に起こった地震の解析から震源断層モデルを求める）に比べて過小にならないのか、(3) 断層面積 S が震源インバージョンよりも小さく設定されてしまう可能性を回避するための「保守的（安全側）」な設定、あるいは「不確かさの考慮」について何か指針のようなものがあるのか、という主旨の質問を行いました。

これに対して関西電力はプレゼンの中で、(1) 同じである、(2) ならない。十分に保守的(安全側)に設定された震源断層モデルを用いている、と答えましたが、(3) については回答しませんでした。この点に関して、こちら側への質問ではありませんが、申立人側からは先に提出した第1準備書面において、(1) 地表地震断層の長さよりも震源断層の方が長いというのが一般的な認識である、(2) 震源インバージョンによって設定される複雑な震源断層モデルを事前に設定する手法というものは確立されていない、と主張しています。

(3) について関西電力が無回答だった点について、プレゼン終了後にこちらからも質問しようとしたところ、先に森裁判長が質問。関西電力は渋々といった感じでしたが、しばらく口ごもった後に、「そのような指針はない」と答えました。この点については、こちら側からも第1準備書面において、明確な指針というものはないが、少なくとも地震本部のレシピ(イ)を用いる必要がある、というのが平成28年12月のレシピ修正の主旨である、と主張しています。

非公開の審尋という場でもあり、裁判所は論点理解のために、基本的な問題も含めてかなり内容に踏み込んだ率直な質問を双方にぶつけてきた、という感じがあります。「地震が起こる前に震源断層の長さや面積がわかるのか？」という極めて根本的な問題について、申立人と関西電力の見解が真っ向からぶつかっており、関西電力がプレゼンで必死に説明していた「保守的(安全側)」設定というものについては指針というものはない、ということが双方のプレゼンから明らかになったのですが、大阪地裁がこれらの点についてどのような判断を示すのか、今後の審尋の行方が注目されます。

13:10から16:30までの長丁場の審尋を終えて、17:00からは大阪地裁司法記者室にて記者会見を行いました。最初に申立人の児玉正人氏より、先日の大雨被害にもふれながら、このような自然災害の現実を前にして、大飯原発の稼働を止める決定を大阪地裁に求める思いを



強くしている、という訴えと共に、先日、一審住民勝訴判決を覆し、大飯原発の再稼働を認めた名古屋高裁金沢支部の大飯原発差止訴訟控訴審判決への怒りが表明されました。続いて、弁護団の甫守、鹿島両弁護士より、審尋期日の説明とプレゼンについての解説がありました。

非公開の審尋で傍聴も出来ないにもかかわらず、関西、福井より多くの支援者の皆さまが駆けつけて、記者会見に同席していただきました。心より御礼申し上げますとともに、今後のさらなるご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

次回審尋期日

大阪地裁 10月16日(火) 13:30より